食料安全保障強化生産基盤整備特別対策事業

北海道食料安全保障強化生産基盤整備計画

令和８年（2026 年）４月

北　海　道　農　政　部

目　　次

はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

1　本対策の基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

2　区分別実施方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3～4

（1）先進モデル展開型

（2）生産拡大型
　　ア　区画整理
　　イ　用水施設（畑地かんがい）の新設整備
　　ウ　用水施設の新設整備

（3）機能保全型
　　ア　暗渠排水
　　イ　客土・除れき
　　ウ　既設用水施設の長寿命化
　　エ　排水施設の整備

（4）強靱化型
　　ア　防災重点農業用ため池の整備
　　イ　既設用水施設の耐震化

3　成果指標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

4　計画の推進管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

（1）推進管理

（2）推進体制

はじめに

北海道の農業・農村は、地域の特色を活かした多様な農業経営が展開され、安全・安心で良質な食料を安定的に供給するとともに、洪水の防止や水源の涵養、良好な景観の形成などの多面的機能の発揮を通じて、国土や環境を保全し、私たちの生活に豊かさと潤いをもたらしているほか、食品加工や観光など他産業とも深く結び付き、地域の経済と社会を支える重要な役割を担っています。

また、令和７年４月に策定された国の食料・農業・農村基本計画において、本道が主要穀物などの主産地として位置付けられるなど、我が国最大の食料供給地域として、国民の食を持続的に支える重要な役割に対し、本道への一層の期待が寄せられています。

一方、本道の農業・農村は、農家戸数の減少や高齢化の進行、自然災害の激甚化・頻発化のほか、中山間地などの条件不利地域では、担い手不足が顕著であることに加え、小規模で分散した農地が多く、農業生産活動の継続がより難しい状況であるなど、様々な課題に直面しています。

こうした状況の中、本道の農業・農村が今後とも持続的に発展し、我が国の食料安全保障の強化に貢献していくためには、生産力・競争力の強化や農村地域の強靱化を図る農業農村整備の計画的かつ効率的な推進が重要であることから、農業者が必要な整備に積極的に取り組めるよう、農家負担について特例的な軽減措置を講ずる食料安全保障強化生産基盤整備特別対策事業（以下「本対策」という。）を実施します。

この北海道食料安全保障強化生産基盤整備計画（以下「整備計画」という）は、本対策を効果的かつ円滑に実施するため、基本方針や区分別実施方針、成果指標のほか、計画を着実に推進するための体制や管理方法を定めたものです。

1　本対策の基本方針

本道が、主要穀物などの主産地として、我が国の食料安全保障の強化に貢献していくためには、生産力・競争力の強化や農村地域の強靱化が欠かせないことから、次に掲げる事項を基本方針として、市町村で策定している地域計画とも整合を図りながら、本対策を実施するものとします。

（１）スマート農業の最大限発揮による農作業の一層の省力化

農家戸数の減少や高齢化の進行による深刻な労働力不足に対応するため、スマート農業の導入効果を最大限発揮させ、農作業の大幅な省力化を図る整備を促進します。

（２）主要穀物などの生産拡大

世界的な食料需給のひっ迫が懸念される中、我が国最大の食料供給地域としての役割を果たしていくため、農作業の効率化による生産コストの低減とともに、農作物の収量・品質の安定化、野菜など高収益作物の導入に必要な整備を促進します。

（３）条件不利地域での持続可能な農業生産の実現

中山間地などの条件不利地域では、担い手不足が顕著であることに加え、傾斜地などの地形的制約により小規模に分散した農地が多いことから、持続可能な農業生産の実現に向け、きめ細かな整備を促進します。

（４）農業生産基盤の機能保全と農村地域の強靱化

農業生産基盤の機能低下や自然災害の激甚化・頻発化に対応するため、農地の機能保全や農業水利施設の長寿命化・耐震化を図る整備を促進します。

2　区分別実施方針

本対策の実施に当たっては、本道農業を取り巻く課題に適切に対応するため、食料・農業・農村基本計画や第７期北海道農業・農村振興推進計画、北海道農業農村整備推進方針等を踏まえて、今後、重点化して進めていくべき整備の目的に応じた４つの型を設定し、着実に推進していきます。

（１）先進モデル展開型

スマート農業の導入効果を最大限に発揮させる生産基盤の全道展開を図るため、地形条件などを考慮した一定の要件を満たす農地を対象に、区画整理に加え用水施設等を一体的に整備する、本道農業の将来モデルとなる先進的な農地の整備を促進します。

（２）生産拡大型

ア　区画整理

主要穀物などの生産拡大に向け、農作業機械の作業効率の向上や担い手への農地の集積・集約化を図る農地の区画整理、これに加え、併せ行う暗渠排水や客土、除れきについて、条件不利地を含めて整備を促進します。

イ　用水施設（畑地かんがい）の新設整備

畑地帯において、高温少雨などの異常気象による農作物の収量・品質の低下への対応や高収益作物の導入を図るため、農地に直接散水することが可能となる新規用水施設の整備を促進します。

ウ　用水施設の新設整備

用水施設の未整備地域及び水の供給がなされていない無水地域において、新規用水施設の整備を促進します。

（３）機能保全型

ア　暗渠排水

良質な農作物を安定的に生産するために必要な農地の排水機能を確保するため、農地の地下水位の低下や迅速な地表水の排除を促す暗渠排水の整備を促進します。

イ　客土・除れき

農作業機械の作業効率の向上や農作物の収量・品質の向上を図るため、客土や除れきなどの整備を促進します。

ウ　既設用水施設の長寿命化

用水施設の整備済み地域において、将来にわたって農業用水を安定的に供給するため、ストックマネジメント手法による既設用水施設の変更・改修・更新を実施するなど、施設の長寿命化を図る整備を促進します。

エ　排水施設の整備

暗渠排水の効果を向上させるなど、農地の排水機能の保全に向けた排水路の整備を促進します。

（４）強靱化型

ア　防災重点農業用ため池の整備

ため池の決壊による水害その他の災害から、人命及び財産を保護するため、防災重点農業用ため池の整備を促進します。

イ　既設用水施設の耐震化

自然災害発生時においても農業生産を維持できるよう、農業用水の安定供給に向けた、既設用水施設の耐震化に向けた整備を促進します。

3　成果指標

本対策は、生産基盤整備を促進し、本道農業の生産力・競争力を高め、持続可能で生産性の高い農業を展開することで、我が国の食料安全保障の強化に貢献していくことを目的としているため、成果指標を本道の国産供給熱量に占める割合のほか、優良農地の確保と利用の促進に関するものとし、次のとおり定めます。

成果指標の内容	現　状		目　標	
	年度	現状数値	年度	目標数値
国産供給熱量に占める北海道の割合	R5 (2023)	23%	R12 (2030)	30%
農用地区域内の農地面積	R5 (2023)	112.3万ha	R12 (2030)	112.0万ha
担い手への農地の利用集積率	R5 (2023)	91.8%	R12 (2030)	94.0%

４　計画の推進管理

（１）推進管理

第７期北海道農業・農村振興推進計画や北海道農業農村整備推進方針、各市町村が策定している地域計画を踏まえながら、取組の進捗状況を点検・評価し、その結果を踏まえた見直しや改善などを行うことで、本対策を効果的・効率的に推進します。

（２）推進体制

本庁・（総合）振興局関係課はもとより、地元関係機関・団体と連携を図ることで、本対策を効果的・効率的に推進します。